

日里財発第 115 号
平成 29 年 8 月

厚生労働省保険局

医療課長 迫井 正深 殿

公益財団法人日本リウマチ財団
代表理事 高 久 史 磨

公益社団法人日本リウマチ友の会
会 長 長谷川 三枝子

平素は、当財団並びに友の会に格別のご配慮いただき厚く御礼申し上げます。

当財団は、難病である関節リウマチの実診療にあたる日本リウマチ財団登録医（約 3,030 名）や日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師（約 1,620 名）、日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師（約 460 名）が所属しており、リウマチ患者への支援活動を行っております。

近年は、生物学的製剤の進歩や核酸代謝阻害薬の登場により症状の重症化防止や痛み
のコントロールができるようになり、治療法は一定程度確立し関節リウマチはほぼコン
トロールできる疾患となりました。

しかしながら、多くの薬剤がまだ高価であり全員に均等な治療を行うことが困難な場
合もあります。こうした経済的理由で治療を受けられない人がいることは診療を担当す
るわれわれ医療従事者にとっては誠に残念なことであります。

つきましては、来る平成 30 年 4 月に実施される診療報酬点数改定におきましては、
下記の 2 項目に対し格別のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

記

1. 高額療養費制度の一部見直しについて

70 歳未満の患者の 1 ヶ月あたりの自己負担額について、特に経済的理由の観点から
「区分：エ、オ」の患者の自己負担限度額をさらに低くするような見直しをお願い申し
上げます。

2. バイオシミラー製剤の早期製造承認および薬価収載について

既に臨床試験を終了している薬剤については、早期に製造承認並びに薬価収載をご許
可いただきたくお願い申し上げます。

以 上